

## V 資料

# 本県の政策・方針決定過程への女性の参画状況

## 1 審議会等委員への女性の登用状況

(平成27年3月31日現在)

目 標 値	平成27年度末まで 35%
対象となる審議会等の範囲	法令又は条例により設置された審議会等
目標の対象である審議会等における登用状況	審議会等数( 56 ) うち女性委員を含む審議会等数( 50 ) 延総委員等数( 757 ) 延女性委員等数( 255 ) 女性比率( 33.7 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	審議会等数( 13 ) うち女性委員を含む審議会等数( 11 ) 延総委員等数( 145 ) 延女性委員等数( 55 ) 女性比率( 37.9 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	審議会等数( 34 ) うち女性委員を含む審議会等数( 32 ) 延総委員等数( 837 ) 延女性委員等数( 237 ) 女性比率( 28.3 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	委員会等数( 9 ) うち女性委員を含む審議会等数( 6 ) 延総委員等数( 69 ) 延女性委員等数( 9 ) 女性比率( 13.0 )

(\*) 平成27年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの

## 2 県議会における女性議員の割合 (平成26年12月31日現在)

総数	うち女性数(人)	女性比率(%)
63	5	7.9%

## 3 女性公務員の採用・登用状況

### (1) 管理職の在職状況

(平成27年4月1日現在)

		管理職総数		女性管理職の内訳			
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長クラス(人)	次長クラス(人)	課長クラス(人)
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)
本庁	計	413	15	3.6	0	1	14
	うち一般行政職	314	14	4.5	0	1	13
支庁・地方事務所	計	438	31	7.1	0	3	28
	うち一般行政職	308	18	5.8	0	1	17
再掲	警察本部	155	4	2.6	0	0	4
	教育委員会	163	17	10.4	0	1	16

### (2) 女性公務員の採用状況

(平成26年4月1日～27年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	554	193	34.8
うち 上級	342	101	29.5
うち一般行政職	168	59	35.1
うち 上級	130	43	33.1
うち警察関係	220	38	17.3
うち 上級	132	21	15.9

## 4 付属機関への女性の参画状況

(平成27年3月31日現在)

部局名	審議会数		委員数・割合		
	総数	女性がいる委員会数	委員数(人)	女性数(人)	割合(%)
部外	3	2	36	17	47.2 〔41.1〕
総務部	6	5	42	17	40.5 〔38.1〕
企画部	4	4	66	25	37.9 〔32.9〕
生活環境部	6	6	98	30	30.6 〔29.3〕
保健福祉部	15	13	244	78	32.0 〔27.1〕
商工労働部	2	2	32	12	37.5 〔26.7〕
農林水産部	4	3	36	14	38.9 〔36.1〕
土木部	8	8	106	23	21.7 〔20.8〕
教育庁	8	7	97	39	40.2 〔39.8〕
計	56	50	757 〔785〕	255 〔239〕	33.7 〔30.4〕

〔 〕内は平成21年度末の数値

\* 審議会総数には休止状態で委員を任命していないものが6審議会含まれる。

## 5 委員の選任方法別女性委員の参画状況

(平成27年3月31日現在)

	計	職務指定	団体推薦	その他
委員総数(A)	757人	88人	44人	625人
女性委員数(B)	255人	5人	11人	239人
女性割合(B/A)	33.7%	5.7%	25.0%	38.2%

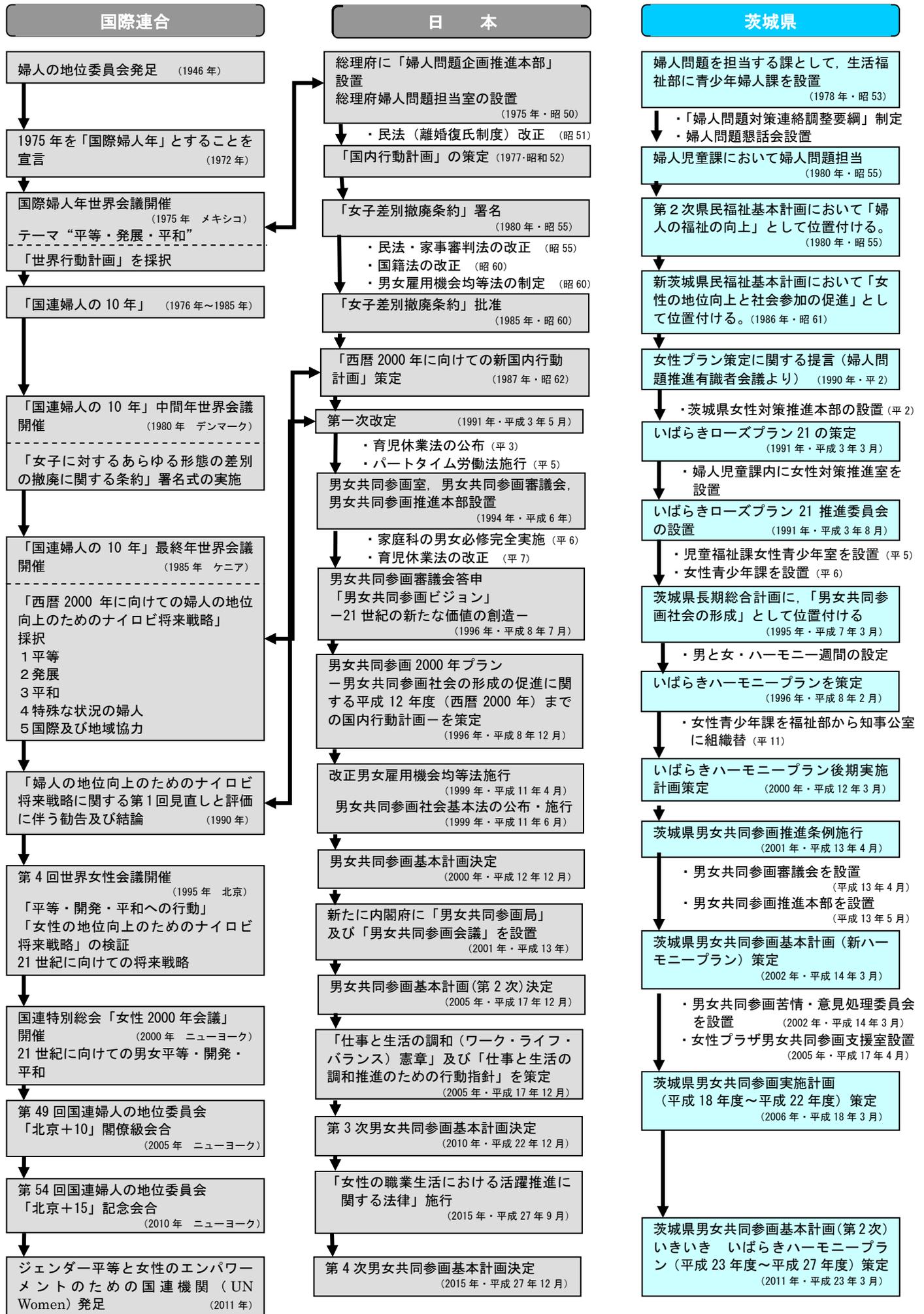
## 6 付属機関女性委員調

(平成27年3月31日現在)

	名 称	委員数・割合			主管課
		委員数	女性数	割合	
1	快適な社会づくり推進会議	-	-	-	政策審議室
2	男女共同参画審議会	18	10	55.6%	女性青少年課
3	青少年健全育成審議会	18	7	38.9%	女性青少年課
	部外(3)	36	17	47.2%	
4	情報公開・個人情報保護審査会	10	4	40.0%	総務課
5	私立学校審議会	12	5	41.7%	総務課
6	公益認定等審議会	5	2	40.0%	総務課
7	公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0%	総務事務センター
8	固定資産評価審議会	10	4	40.0%	市町村課
9	市町村合併推進審議会	-	-	-	市町村課
	総務部(6)	42	17	40.5%	
10	総合計画審議会	40	16	40.0%	企画課
11	国土利用計画審議会	14	5	35.7%	水・土地計画課
12	土地利用審査会	7	3	42.9%	水・土地計画課
13	地下水利用審査会	5	1	20.0%	水・土地計画課
	企画部(4)	66	25	37.9%	
14	消費生活審議会	17	9	52.9%	生活文化課
15	環境審議会	21	5	23.8%	環境政策課
16	自然環境保全審議会	15	6	40.0%	環境政策課
17	環境影響評価審査会	12	3	25.0%	環境政策課
18	公害審査会	10	3	30.0%	環境政策課
19	原子力審議会	23	4	17.4%	原子力安全対策課
	生活環境部(6)	98	30	30.6%	
20	医療審議会	26	8	30.8%	厚生総務課
21	国民健康保険審査会	9	2	22.2%	厚生総務課
22	後期高齢者医療審査会	9	2	22.2%	厚生総務課
23	県立医療大学運営協議会	10	3	30.0%	厚生総務課
24	社会福祉審議会	28	12	42.9%	福祉指導課
25	准看護師試験委員	12	4	33.3%	医療対策課
26	感染症診査協議会	63	14	22.2%	保健予防課
27	介護保険審査会	12	4	33.3%	長寿福祉課
28	障害者介護給付等不服審査会	10	3	30.0%	障害福祉課
29	障害者施策推進協議会	25	12	48.0%	障害福祉課
30	精神保健福祉審議会	15	6	40.0%	障害福祉課
31	精神医療審査会	15	4	26.7%	障害福祉課

	名 称	委員数・割合			主管課
		委員数	女性数	割合	
32	地方薬事審議会	10	4	40.0%	薬務課
33	麻薬中毒審査会	-	-	-	薬務課
34	生活衛生適正化審議会	-	-	-	生活衛生課
	保健福祉部(15)	244	78	32.0%	
35	商工労働観光審議会	25	9	36.0%	商工労働部企画室
36	大規模小売店舗立地審議会	7	3	42.9%	中小企業課
	商工労働部(2)	32	12	37.5%	
37	農政審議会	13	5	38.5%	農業政策課
38	農業共済保険審査会	-	-	-	農業経営課
39	卸売市場審議会	9	3	33.3%	販売流通課
40	森林審議会	14	6	42.9%	林政課
	農林水産部(4)	36	14	38.9%	
41	建設工事紛争審査会	12	5	41.7%	監理課
42	事業認定審議会	6	2	33.3%	用地課
43	地方港湾審議会	30	3	10.0%	港湾課
44	都市計画審議会	24	1	4.2%	都市計画課
45	景観審議会	13	6	46.2%	都市計画課
46	開発審査会	7	2	28.6%	建築指導課
47	建築審査会	7	2	28.6%	建築指導課
48	建築士審査会	7	2	28.6%	建築指導課
	土木部(8)	106	23	21.7%	
49	高等学校審議会	-	-	-	高校教育課
50	図書館協議会	10	4	40.0%	生涯学習課
51	生涯学習審議会	15	7	46.7%	生涯学習課
52	社会教育委員	15	7	46.7%	生涯学習課
53	スポーツ振興審議会	20	7	35.0%	保健体育課
54	文化財保護審議会	13	3	23.1%	文化課
55	ミュージアムパーク自然博物館協議会	13	5	38.5%	文化課
56	美術館協議会	11	6	54.5%	文化課
	教育庁(8)	97	39	40.2%	
	計	757	255	33.7%	

# 男女共同参画に関する国内外の動き



# 茨城県男女共同参画推進条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条－第18条）

### 第3章 性別による権利侵害の禁止（第19条）

### 付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとす

る。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

### 第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表中

茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。	を
茨城県男女共同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例(平成13年茨城県条例第1号)に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議すること	に
茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。	に

改める。